

学外研修実施要項

1. 目的

- (1) 実践的・技術的感覚を養うこと。
- (2) 組織の中で働くことによって、技術に対する社会の要請を知り、学問の意識を認識するとともに、自己の創造性発揮の場を模索すること。
- (3) 学理と生産との総合的関連を体験することにより、自己の能力を開発し、錬磨すること。
- (4) 技術に対する問題意識を養い、自立性を高めること。

2. 学外研修の時期及び期間

- (1) 学外研修の時期は、原則として夏期休暇期間とする。
- (2) 期間は、原則として2週間ないし3週間とする。

3. 学外研修の内容

学外研修協力機関等の業務のうち、概ね工学部卒業者が従事する程度の業務内容とする。

4. 学外研修の授業に関する委員会

学外研修の授業に関して必要な事項は、インターンシップ委員会で審議する。また、学外研修の実施に当たっては、次の者を置く。

- ア 指導教員（工学院大学）
- イ 学外研修指導責任者（学外研修協力機関等）

5. 指導教員の任務

- (1) 学外研修学生及び学外研修協力機関等との連絡に当たる。
- (2) 学外研修協力機関等を訪問し、「学外研修調査書」を作成する。
- (3) 学外研修指導責任者からの「学外研修評価書」等に基づき、成績の評価を行う。

6. 学外研修指導責任者の任務

学外研修指導責任者は、原則として学外研修協力機関等の配属先の長とし、学長が委嘱する。また、任務は次のとおりとする。

- (1) 学外研修の指導に当たり、学外研修協力機関等における学外研修指導責任者として指導計画を立て、その計画に基づいて学外研修授業の指導を行う。学外研修終了後、指導結果について「学外研修評価書」を作成し、学長へ通知する。
- (2) 学外研修に関し、大学への希望事項等関連事項について連絡調整する。

7. 学外研修に係る報告書等

- (1) 学外研修日誌及び学外研修報告書
学外研修学生は、学外研修終了後、「学外研修日誌」及び「学外研修報告書」を指導教員に提出する。
- (2) 学外研修調査書
指導教員は、学外研修協力機関等を訪問し、「学外研修調査書」を作成の上、成績評価を行う指導教員へ提出する。

8. 学外研修評定書

学外研修指導責任者は、「学外研修評価書」により、又はこれに準じた様式により学外研修終了後、学長に通知する。

9. 成績の評価

成績の評価は、学外研修学生が提出する「学外研修日誌」、「学外研修報告書」、指導教員が作成する「学外研修調査書」及び学外研修協力機関等の学外研修指導責任者が作成する「学外研修評価書」に基づいて指導教員が行う。

以上